

## 無期転換問題

# 本部による「クーリング」隠蔽

### 「クーリング」は「6ヶ月間雇ってはいけない」制度ではない

「5年働いたら6ヶ月あいを空けないと次の契約ができない」と考えている人がいるかもしれませんが、これは誤解です。「5年働いたら6年目からは期間の定めのない契約になる」ことはご存知の通りですが、契約終了後に、6ヶ月間の空白があるとそれ以前の契約はリセットされ通算されなくなることを「クーリング」と呼びます。労働契約法改正の際に企業側からの強い要望によって盛り込まれた規定です。昨年、大手自動車・電気メーカーがこれを制度化していたことが報道され、国会で取り上げられ、「無期転換ルールの適用を避ける目的でクーリングを制度的に用いることは法の趣旨に反し好ましくない」との政府の見解が示されました（2017年11月30日参議院予算委員会 小池晃議員の質問に対する加藤厚生労働大臣答弁）。

東北大学でも（他の国立大学法人でも）、初期の人事制度案の中には「6ヶ月間を空ける」との文言がありました。その後削除されました。

### 「無期転換逃れであることを隠滅せよ」 大学本部の居直り

しかし、実際には3月で雇い止めになる際に、10月になったら復帰できる、復帰してほしいと言われた方がたくさんいます。仕事は継続してあって働きたい人もいるのに、それを頑なに認めない大学本部との間で板挟みになった現場人事担当者の窮余の一手です。「組合がクーリングに文句をつけて働かせないようにしている」と誤解している方もいるようですが、組合が文句を言っているのは「6ヶ月間を空けること」であって「再契約すること」ではありません。大学本部もクーリング規定がないことは明言していますが、一方、裏では4月からの採用に際して、大学で働いていなかったかどうか確認せよという指示を部局に出し、契約が継続することを阻止してきました。

そして10月1日を目前に控えた9月13日付で驚くべき文書が本部人事給与課から発せられました。「6ヶ月前に再度の雇用を約束した／されたことはなかった」という文書に労働者と雇用責任者双方の署名捺印を求める確認書です。文書にはその理由について「労働者を長期に雇用することを前提としているにもかかわらず、無期転換を意図的に避ける目的を持って雇い止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らし望ましくない」からだと書かれています。それこそが東北大学本部が行ったことではありませんか！働き続けて欲しい人なのに本部が切れと言うからやむなく雇い止めせざるを得なかった担当者の苦悩や労働者本人の怒りと苦しみを、見ないどころかなかったことにしようというわけです。無恥と居直りに愕然とします。

### 責任を部局と労働者に押し付けるな！

9月27日の団体交渉で、大学側はこの確認書は雇用契約の一部である（つまりサインしないと契約しないと明言しました。実際に約束した人はどうするのか、嘘をつかない限り雇えない／雇われないのか、との問いに、「そのような約束がなされたことがあったとは聞いていない」と居直りました。本当に知らないのなら職務怠慢ですし、そうでないなら平然と虚偽を述べたわけです。いずれにしろ自分たちは何も知らないことにして、責任は部局と労働者に押し付けようということです。そして形の上だけ「クーリングはなかった」ことにしておけばいい、とは！ いくらなんでも酷すぎないでしょうか。

東北大学の皆さん、これを放置しておくのは私たちの恥です。「どこでもやっていること」ではないのです。無期転換阻止のための制度変更を行なって長年働いてきた人たちを一斉に切ったのは東北大学だけです。それを無期転換逃れではないと取り繕うために虚偽を重ね、その責任を末端に押し付けようとしているのも東北大学だけです。私たちと共に声をあげませんか。こんなことはおかしい！と。

東北大学職員組合

<http://tohokudai.kumiai.org/>

[info@tohokudai-kumiai.org](mailto:info@tohokudai-kumiai.org)

Tel. 022-227-8888